

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

1 車種等

車種	標準キャブ型セフターローダダンプ、2ドア、リヤはダブルタイヤ、右ハンドル
ミッション	オートマチックトランスミッション (トルコン式)
台数	1台
燃料	軽油 (走行に軽油以外を必要としないこと。)
乗用定員	3人
ドア数	2枚
車体カラー	<ol style="list-style-type: none"> 塗料はハイソリッドラッカーを使用し車両全体を黄色(日本塗料工業会標準色 G4-346、標準色の改正があった場合はこれに相当する色)を用い、下塗り1回、中塗り1回、上塗り2回を行う。ただしタイヤホイールは塗装せず純正のまま。 前面、両側面と後面に幅15cmの帯状かつ水平の白色帯を設ける。 フロントバンパー及びリアバンパーは白と赤のストライプを公安委員会の道路維持作業車の仕様に合致するように塗色する。(別添①参照)
指定文字等	荷台の白帯に「道路維持作業車」(1文字13cm×13cm)と記入し、両側ドアの白色帯下部分に「(ハママーク)横浜市」(1文字13cm×13cm)及び「栄土木事務所」(1文字6cm×6cm)と記入。全て黒色丸ゴシック体で記載する。(別添①②参照)
荷台	<ol style="list-style-type: none"> ダンプ三方開き、表面鉄板張り、後部は中間ピン付き、低床式(床面地上高970mm以下)とすること。 荷台床面には凹凸が無いようにすること。 荷台床面の板厚は6.0mm以上とすること。 荷台スライド操作はラジコン式とすること。 テールパネルへ土砂巻き込み防止のための加工を施すこと。 後部あおりロックはレバー式とすること。 鳥居上部枕木/角出量有効150mm程度とすること。 鳥居上部プロテクターに、平シート等を搭載する為300mm程度前方へ延長加工し搭載物を固定できるよう施す(フックの取り付け等)なお、キャブチルト時干渉しないよう対策を取る事。詳細は、別途協議 スコップ掛け(現車合わせ)を取り付けること。 荷台両側裏面と両側あおりへロープフックを取り付けること。(片側荷台下5個、あおり5個程度)(詳細別途協議)
最大積載量	3,000kg
キャビン	標準キャブ標準ボディとし車両法に定める保安基準により作成し、乗員座席はビニールレザー張りとする。床はラバーマットを敷く。
散光式回転灯	1. 黄色LED散光式警光灯(名古屋電機工業XB57-B2P00同等品可)をルー

/補助灯	<p>フデッキ先端部に共付により取り付け。高さは地上高 2,350mm 程度 とする。車両前部と共付する黄色 LED 散光式警光灯との間に 200mm の間隔をとることとする。点灯の有無を確認できるパイロットランプを中央パネルに設置する。</p> <p>2. 荷台鳥居上部に 3 個黄色補助点滅灯を取り付け、警光灯と連動して作動するようにすること。</p>
シャシ装備	<ol style="list-style-type: none"> 1. エアコン 2. AM・FM ラジオ 3. 時計 4. バックブザー 5. 左右サイドバイザー 6. パワーステアリング 7. エアバッグ（運転席・助手席に設置） 8. ABS（アンチロックブレーキシステム） 9. 電動格納ミラー（左右独立スイッチ） 10. パワーウィンドウ（運転席・助手席に設置） 11. 洗車キット 12. 巻込防止装置（車両左右に設置） 13. 後部突入防止装置（リアバンパーに設置） 14. 室内灯（ルームミラー付近に設置） 15. サイドバンパー（滑り止め加工） 16. 牽引フック（車両前後に設置） 17. フロントアンダーミラー 18. サンバイザー（運転席・助手席に設置） 19. 間欠ワイパー 20. 消火器（ABC 消火器 1 kg） 21. 工具箱（助手席側へ現車合わせにて取り付け。寸法等別途協議） 22. スペアタイヤ（車両納車時に納品） 23. タイヤチェーン一式 24. 車止め（運転席側へ 2 個取り付け） 25. ドライブレコーダー（コムテック製 DC-DR401 同等品以上） 26. ETC 27. キー 4 個（イモビライザー・キーレスエントリー式） 28. 電動パーキングブレーキ
その他参考事項	<p>現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 7,000 km</p> <p>ドライバーの状況 : 複数人</p> <p>九都県市指定低公害車 : 適合</p> <p>神奈川県陸運事務所への車両登録及びそれに付随する車庫証明、車両検査は賃貸人において行う。「道路維持作業用自動車」の指定は、賃借人において公安委員会から受ける。</p>

2	物品納入期限	令和2年3月3日
3	賃貸借期間（本年度分）	車両登録日（令和2年3月2日）から令和2年3月31日まで
4	借入月数（本年度分）	1ヶ月
5	総賃貸借期間 及び最終日	7年間 令和9年2月28日
6	物品保管場所	所在地 横浜市栄区小菅ケ谷1丁目6番1号 名称 横浜市栄土木事務所 TEL 045-895-1411

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、4に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車賠償責任保険その他保険料、車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

8 発注担当課

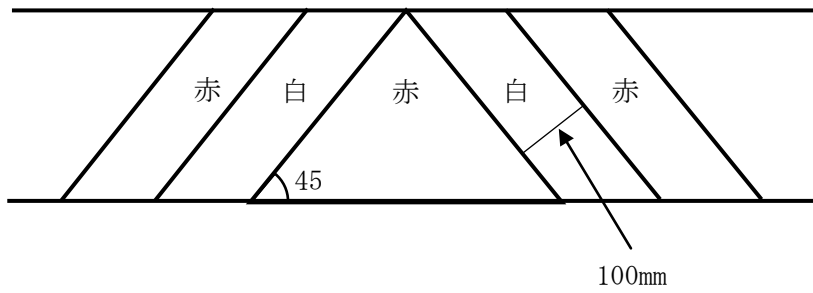
所在地 横浜市栄区小菅ケ谷1-6-1

担当者 栄区栄土木事務所 TEL：045-895-1411

西峯 FAX：045-895-1421

別添①

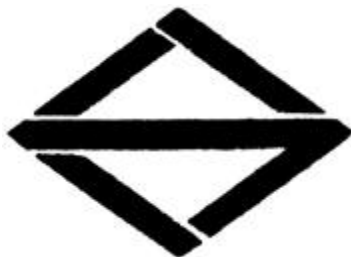
フロント・リアバンパー
ストライプ仕様



○本市徽章

明治 42 年 6 月 5 日
告示第 44 号

本市徽章ヲ次ノ通り相定ム
地質 白
徽章 赤



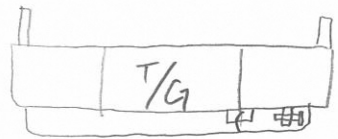
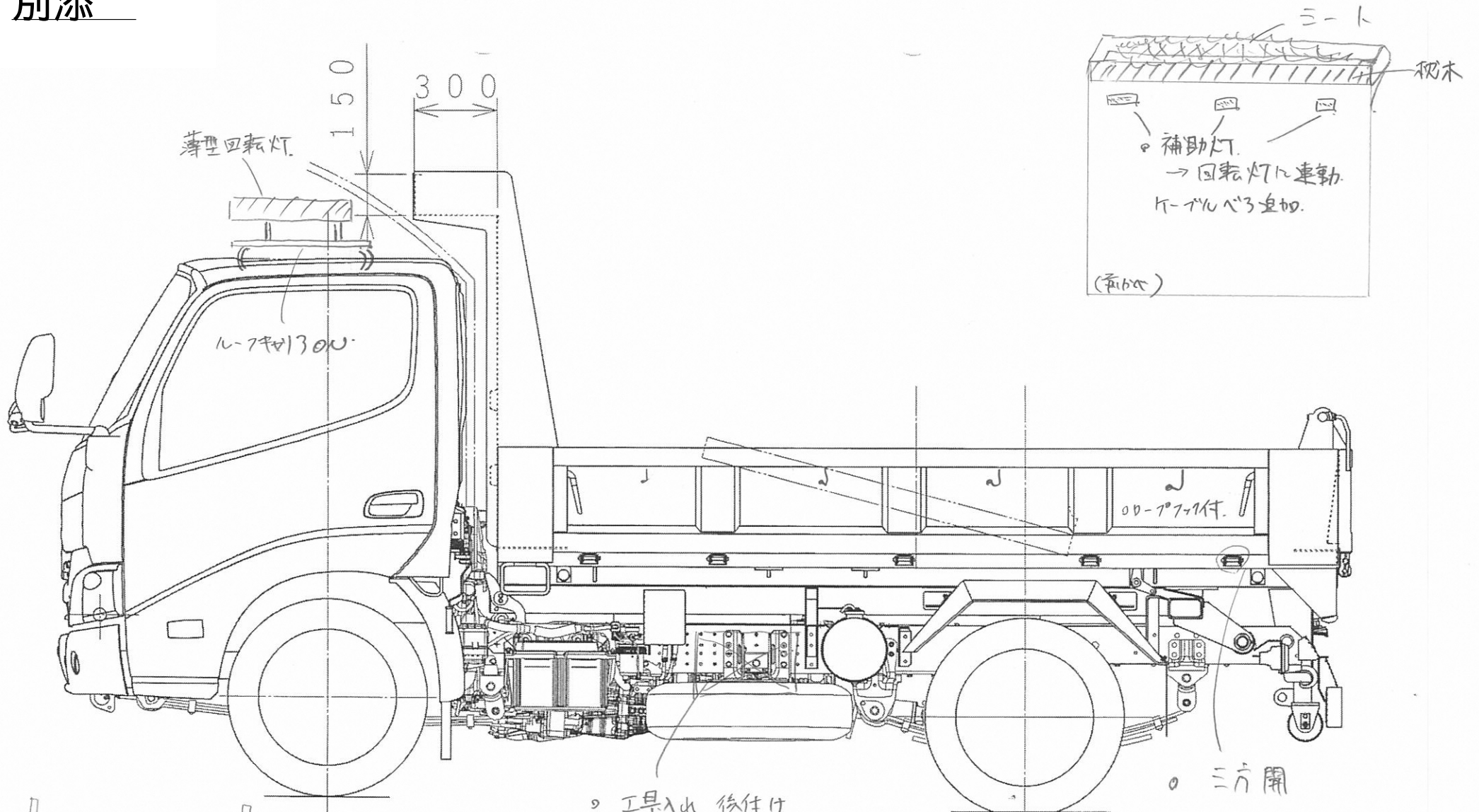
寸法割合

高サハ横ノ 100 分ノ 70
線幅ハ横ノ 100 分ノ 8
線隙ハ線幅ノ 4 分ノ 1

別添②



別添



自動機+中間ポン

- テールゲート 足かけ不可
- バックライも不可

- ストップかけ ボデー下 1丁
- タイヤ止め 右舷 2コ
ホイールベース間 前方
- テッキ上面 スベリ止めなし

2RG-XZU600T-TWTQX
SD2-33